省　令

○環境省令第一号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十四号）の施行に伴い、並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の二第一項第三号の規定に基づき、及び同法第四十八条第十一項を実施するため、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月十一日

環境大臣　伊藤信太郎

特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令の一部を改正する省令

特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令（平成十九年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（身分を示す証明書） **第十三条**　法第十八条の八第一項の許可を受けた者への立入検査に係る法第四十八条第十一項の証明書の様式は、廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成十七年環境省令第二十八号）様式第九号のとおりとする。 （指定海域内における届出を要しない行為） **第十八条**　法第十九条の二第一項第三号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第二条に規定する漁港の管理及び同法第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業に係る行為 三～二十四　（略）	（身分を示す証明書） **第十三条**　法第十八条の八第一項の許可を受けた者への立入検査に係る法第四十八条第九項の証明書の様式は、廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成十七年環境省令第二十八号）様式第九号のとおりとする。 （指定海域内における届出を要しない行為） **第十八条**　法第十九条の二第一項第三号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二条に規定する漁港の管理及び同法第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業に係る行為 三～二十四　（略）

附　則

この省令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。ただし、第十三条の改正規定は、公布の日から施行する。